

久喜市特定非営利活動促進法等施行規則の一部を改正する規則

久喜市特定非営利活動促進法等施行規則（平成29年久喜市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

第3条中「縦覧」を「縦覧（市長に置かれる機関の事務所における縦覧に限る。）」に改める。

第6条第2項を削る。

第7条第2項を削る。

第8条第2項を削る。

第10条第2項を削る。

第11条第2項を削る。

第12条第2項を削る。

第13条第1項中「閲覧又は謄写を行う場所」を「閲覧又は謄写（市長に置かれる機関の事務所における閲覧又は謄写に限る。）を行う場所」に改める。

第18条第2項を削る。

第19条の次に次の2条を加える。

（特定非営利活動法人等が行う電子情報処理組織による申請等の方法）

第19条の2 県条例第12条の2の規則で定める電子情報処理組織は、市長の使用に係る電子計算機と県条例第2条第1項に規定する者又は特定非営利活動法人（以下この条及び次条において「特定非営利活動法人等」という。）の使用に係る電子計算機であって当該市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

2 県条例第12条の2の規則で定める方法は、次に掲げる事項を特定非営利活動法人等の使用に係る電子計算機から入力する方法とする。

（1） 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において定められた様

式であって、市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに記録すべき事項（次号に掲げる事項を除く。）

(2) 当該申請等を行うときに法令等の規定に基づき添付すべきとされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項

3 特定非営利活動法人等は、識別符号及び暗証符号を特定非営利活動法人等の使用に係る電子計算機から入力する方法により申請等を行うものとする。

(市長が行う電子情報処理組織による処分通知等の方法)

第19条の3 県条例第12条の3第1項の規則で定める電子情報処理組織は、前条第1項の電子情報処理組織とする。

2 県条例第12条の3第1項の規則で定める方法は、識別符号及び暗証符号を市長の使用に係る電子計算機から入力する方法とする。

3 県条例第12条の3第2項の規則で定める方式は、次に掲げる方式のいずれかとする。

(1) 第1項の電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市長が定めるところにより行う届出

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

設立認証申請書

年 月 日

久喜市長 あて

〒
申請者 住所又は居所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕
並びに名称及び代表者の氏名
電話番号

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称（ふりがな）
- 2 代表者の氏名（ふりがな）
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

備考

- 1 3には、事務所の所在地の郵便番号、町名及び番地まで記載すること。
- 2 この申請書には、次の書類を添付すること。
 - (1) 定款（法第10条第1項第1号）
 - (2) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載したもの）（法第10条第1項第2号イ）
 - (3) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第10条第1項第2号ロ）
 - (4) 各役員の住所又は居所を証する書面（法第10条第1項第2号ハ）
 - (5) 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（法第10条第1項第3号）
 - (6) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（法第10条第1項第4号）
 - (7) 設立趣旨書（法第10条第1項第5号）
 - (8) 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本（法第10条第1項第6号）
 - (9) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（法第10条第1項第7号）
 - (10) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（法第10条第1項第8号）

様式第2号（第4条関係）

補正書

年 月 日

久喜市長 あて

（申請者の住所若しくは居所又は特定非営利活動法人の事務所の所在地）
（申請者の氏名又は特定非営利活動法人の名称及び代表者氏名）
電話番号

年 月 日に申請した（補正する書類）について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第4項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり補正を申し出ます。

記

1 補正の内容

補正前	補正後

2 補正の理由

備考

- （補正する書類）には、申請書の場合にあってはその申請書の名称（「設立認証申請書」等）を、添付書類の場合にあってはその書類の名称（「定款」等）を記載すること。
- 1には、補正する箇所について、補正前及び補正後の内容を対照させて記載すること。
- この補正書には、補正後の書類を添付すること。

様式第 5 号から様式第 7 号までを次のように改める。

様式第5号（第6条関係）

{ 設立 }
{ 合併 } 登記完了届出書

年 月 日

久喜市長 あて

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

{ 設立 }
{ 合併 } の登記を完了したので、特定非営利活動促進法 { 第13条第2項
第39条第2項において

準用する同法第13条第2項 } の規定により、届け出ます。

備考

この届出書には、設立又は合併の登記をしたことを証する登記事項証明書（法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。））並びに財産目録（法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。））を添付すること。

役員の変更等届出書

年 月 日

久喜市長 あて

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項の規定により、届け出ます。

記

変更年月日	変更事項	役名	ふりがな 氏名	住所又は居所

備考

- 1 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
- 2 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載すること。
- 3 改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。
- 4 「住所又は居所」の欄には、県条例第2条第2項の書面によって証された住所又は居所を記載すること。
- 5 この届出書には、変更後の役員名簿（法第23条第1項）を添付すること。
- 6 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、次の書類を添付すること。
 - (1) 当該各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第23条第2項）
 - (2) 当該各役員の住所又は居所を証する書面（法第23条第2項）

定款変更認証申請書

年 月 日

久喜市長 あて

（特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地）

（特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

電話番号

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

記

1 変更の内容

変更前	変更後

2 変更の理由

備考

- 1には、変更しようとする定款の条文等について、変更前と変更後の内容を対照させて記載すること。
- この申請書には、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第25条第4項）及び変更後の定款（法第25条第4項）並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。）（法第25条第4項）を添付すること。
- 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、3に掲げる書類のほか、次の書類も添付すること。
 - （1）役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載したもの）（法第26条第2項）
 - （2）法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（法第26条第2項）
 - （3）直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録）（法第26条第2項）

様式第10号から様式第12号までを次のように改める。

定款変更届出書

年 月 日

久喜市長 あて

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項の規定により、届け出ます。

記

1 変更の内容

変更前	変更後	変更年月日

2 変更の理由

備考

- 1には、変更した定款の条文等について、変更前と変更後の内容を対照させて記載し、併せて変更年月日を記載すること。
- この届出書には、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第25条第6項）及び変更後の定款（法第25条第6項）を添付すること。

様式第 1 1 号 (第 1 1 条関係)

定款変更登記事項証明書提出書

年 月 日

久喜市長 あて

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第 2 5 条第 7 項の規定により、
登記事項証明書を提出します。

備考

この提出書には、登記事項証明書 (法第 2 5 条第 7 項) を添付すること。

事業報告書等提出書

年 月 日

久喜市長 あて

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

特定非営利活動促進法第 2 9 条の規定により、前事業年度 (年 月 日から 年 月 日まで) の事業報告書等を提出します。

備考

- 1 この提出書には、次の書類を添付すること。
 - (1) 前事業年度の事業報告書 (法第 2 9 条)
 - (2) 前事業年度の活動計算書 (法第 2 9 条)
 - (3) 前事業年度の貸借対照表 (法第 2 9 条)
 - (4) 前事業年度の財産目録 (法第 2 9 条)
 - (5) 前事業年度の年間役員名簿 (前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。) (法第 2 9 条)
 - (6) 前事業年度の末日における社員のうち 1 0 人以上の者の氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 及び住所又は居所を記載した書面 (法第 2 9 条)
- 2 特定非営利活動に係る事業以外の事業を行っている場合は活動計算書に別欄で区分して記載し、当該事業を行っていない場合は脚注でその旨を記載すること。

様式第 2 2 号を次のように改める。

合併認証申請書

年 月 日

久喜市長 あて
（合併しようとする特定非営利活動法人（甲）の主たる事務所の所在地）
（合併しようとする特定非営利活動法人（甲）の名称）
代表者氏名
電話番号
（合併しようとする特定非営利活動法人（乙）の主たる事務所の所在地）
（合併しようとする特定非営利活動法人（乙）の名称）
代表者氏名
電話番号

特定非営利活動促進法第 3 4 条第 5 項において準用する同法第 1 0 条第 1 項の規定により、
下記のとおり合併することについて、認証を受けたいので、申請します。

記

1 { 合併後存続する } 特定非営利活動法人の名称（ふりがな）
合併によって設立する }

- 2 代表者の氏名（ふりがな）
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

備考

- 1 3 には、事務所の所在地の郵便番号、町名及び番地まで記載すること。
- 2 この申請書には、次の書類を添付すること。
 - (1) 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本（法第 3 4 条第 4 項）
 - (2) 定款（法第 1 0 条第 1 項第 1 号）
 - (3) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載したもの）（法第 1 0 条第 1 項第 2 号イ）
 - (4) 各役員が法第 2 0 条各号に該当しないこと及び法第 2 1 条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第 1 0 条第 1 項第 2 号ロ）
 - (5) 各役員の住所又は居所を証する書面（法第 1 0 条第 1 項第 2 号ハ）
 - (6) 社員のうち 1 0 人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（法第 1 0 条第 1 項第 3 号）
 - (7) 法第 2 条第 2 項第 2 号及び法第 1 2 条第 1 項第 3 号に該当することを確認したことを示す書面（法第 1 0 条第 1 項第 4 号）
 - (8) 合併趣旨書（法第 1 0 条第 1 項第 5 号）
 - (9) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（法第 1 0 条第 1 項第 7 号）
 - (10) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（法第 1 0 条第 1 項第 8 号）

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。